

平成 30 年 11 月 26 日
海 事 局**S0x 規制により燃料油性状が変化した場合、船舶にどのような影響を与えるのか
議論しました****～船用燃料油の性状に関する協議会（2回目）の結果報告～**

2020年1月からの船用燃料油の硫黄分濃度規制の強化に伴い、船用燃料油の性状が従来のものから変化する可能性があります。

最新の調査結果として、エンジンメーカー、国土交通省より、船用燃料油の動粘度や流動点が増加した場合に想定される必要な対応やその割合等を報告しました。

1. 日 時：平成30年11月19日（月）13:30～15:40
2. 場 所：合同庁舎4号館1階 全省庁共用会議室108
3. 出席者：別紙1
4. 議論の主なポイント：
 - ・第1回会合での指摘を踏まえ、最新の調査結果として、エンジンメーカー、国土交通省より、船用燃料油の動粘度や流動点が増加した場合に想定される必要な対応やその割合等を報告しました。これを踏まえ、海運業界と石油業界の間で、活発な意見交換が行われました。
 - ・海運業界より、供給する燃料油については他社製の燃料油間で混合安定性を確保すること等を要望しました。
 - ・今回の調査状況を踏まえつつ、今後更に調査・検討を行うこととなりました。



会議資料は、(http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr7_000025.html) を参照。

**【問い合わせ先】**

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課 今井、十倉、下窪

(代 表) 03-5253-8111 (内線) 43-902、43-926

(直 通) 03-5253-8118 (F A X) 03-5253-1644